

要求書

一、退職手当 (工場法規定ニ依リテ)
 一、解雇手当 (一人労働金ニ百円也)
 現下者労働ノ不況ニ依リ会社ハ危急ニ直面シ若シ、破産ニ行進シ、アル時大
 等全従業員ハアラユル困苦ヲナメテ之ニ忍従シ東京建設会社ノ更生ニ苦心シテ努
 カニ全カヲ以テ果シテ遂ニ我等全従業員ノ熱誠ナル決意ハ業即ラレテ本日今
 突如トシテ工場閉鎖宣言ヲ前々各全従業員ノ驚愕ト推シテ言フ迄ニテ今後
 ノ生活ヲ如何ニスルカト方々心配ヲ以テ先々且ツ弟然自失ノ有様ナリ有リ
 マス先ニ建美会ハ建設会社ノ更生ニ對シテ積極的運動ニヨリ救済指導ヲ行
 テ十數年ノ歴史ト先程ト有スレ東京建設会社ノ救済ニ共鳴賛同シ際忍自重以テ有リ
 マス而シテ全従業員ニ道ニ以テ建美会ノ救済ニ共鳴賛同シ際忍自重以テ有リ
 局突破ニ邁進シテ来タノテアリスルハ、突然ニ工場閉鎖ト云フ爆彈ヲ全従業員
 目撃セテ救ケ出サレタノテアリマス、突如ニシテ暴挙彈匠投下ノ方法如何ハ
 又破烈如何ト相撲フテ所謂全従業員ノ驚愕、波及シ此ノ日本建設会社ノ再生
 決スレモノテアリマス今又全従業員ハ救済ニ消々空気が甲ニ云会社ノ救
 意ニ對シテハ注目ト監視、審中テアリスルハ、誠意ト疑ト誤解ヲ生セン
 カ日本建設会社ニ依リ再興政策ニ一歩救済場ノ蒙リ一頓癒ヲ得スルヲ望ム
 ハ一大勳告ヲナスト同時ニ善後策ノ可急ニ要望シ前記ノ通り要求ス

昭和六年十一月三十日
 従業員代表
 高田 豊 出 道 生
 石工路 二 節 一
 田 芳 川 幸 初
 田 端 忠 藏

田島堂雜談

要求書

一、代類工賃交渉

東京建設株式會社 社管業中ノ諸君ノ啓因ニ甚々未拂了ニ今
 此等ノ従業員ハ会社更生ノ目的ヲ以テ際忍自重シ如何アル困苦ニ
 忍従シ尚遂行シ来ルハ自他ノ責ク認メテ許ナリ故ニ工賃交渉ノ如何
 ナル詳回アルト云フ等語ノ第一條件トシテ要求ス

二、東京建設株式會社ノ社長カ聲明セル事情ニ依リテ全ノ事業停止ノ已ナリ
 天始留カ生スルニ至リ而者ニ僅僅崩像ニ付同満解決ヲ見込込從前ノ通
 工場ノ出入自由ヲ要求ス

昭和六年十一月三十日

従業員代表

高田 豊 出 道 生

東京建設株式會社社長

田島 忠 藏 謹 啟